

そういう意味におきまして、やはりその部分も手当てした修正ということが必要だと思いますし、そのことがなければ、実際というものに即して四社でやっているかという良通しを、国民がなかなか持ちづらいだろうと私は思います。時間があと二分なので最後に申し上げますけれども、私は、結論的に申し上げます、もし今のままですと、実際は、小さい特定局とか簡易局というのには、銀行代理業、保険代理業がでなくなつて、結果としてやめていくことができないんだらうと思つて、できるだけならないというところでありまして、じゃ、実際にどういふビジネスモデルでやっているとどういふに写真をお考えなのか、それを最後に伺いたいと思つておきます。

○竹中副大臣 特定郵便局を含む郵便局会社の郵便局で提供されるサービスにつきましては、まず郵便については、これは法律上、郵便事業会社に対して、郵便窓口業務を郵便局会社に委託することを義務づけることとありますから、その局のビジネスの二つのコアの部分として義務づけられた郵便窓口業務というのが存在するということに相なります。

今重要な役割を占めております貯金、保険の業務に関しては、これは、みなし免許を付与するに当たつて、最低限、移行期間をカバーする長期安定的な代理店契約、そして保険募集委託契約があること、これを免許の条件として付すということにしてありますので、このような免許条件によつて、郵便貯金銀行、郵便保険会社の郵便局会社への業務委託が長期にわたり担保されている。これも一つのビジネスのあり方を担保するものであるかと思つておきます。

その後は、郵便局ネットワークの重要性、新たな自前の店舗網やその専集体制をつくる。これは、銀行、保険にとつては膨大なコストがかかりますことを踏まえますと、やはり全国一括の代理店契約が確保され、基本的には、これに基づいて、各郵便局において、コアとしての郵便以外の

に、引き継ぎ貯金、保険のサービスが提供されるというふうには私は考えますけれども、それでも仮に過疎地などの一部の郵便局で貯金、保険のサービス提供が困難となる場合には、社会・地域貢献基金を活用して、地域によっては必要性の高いサービスの確保を図ることとしておきます。

これは、先ほど、お金の中心にという御指摘がありました、もちろん収益性を上げていただくことは重要でございますが、同時に、郵便局会社、郵便事業会社は、これは社会的な役割を担っているということ、それを果たしていただくような仕組みも同時につくつておきますので、これは郵便局におきましてそういう形でしっかりとビジネスが展開していただけるものと思つておきます。

加えて、ネットワークは我々はやはり大変な資産だと思つておりますから、これを活用して幅広い事業を営んでいただいて、経営もよくする、そして利便性も高める、そのような形をぜひ可能にしていきたいと思つておきます。

○伊藤(補)委員 これで質問を終わります。

○二階委員 今の際、お諮りいたします。各委員の調査のため、政府参考人として内閣官房内閣参事官羽村廣弘君、内閣官房内閣参事官藤原義典君、内閣府大臣官房参事官山本茂樹君、内閣府大臣官房会計課長大森雅夫君及び財務省主計局法規課長向井治君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○二階委員 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

政治家は、私は竹中さんだと思つております。大変頭の回転の速い答弁をされますが、それをもつて尊敬しているわけではございません。竹中さんは非常にうまく答弁をされるけれども、詐術、だましのテクニックが非常に駆使されて、そういう意味で、まあ何と願のいい人だろう、こう思つているわけですが、それによつて国民がだまされている面がたくさんありますけれども、私は、なかなか許せないなと思つておきます。

その証拠にまず申し上げたいと思つますけれども、週日、六月十三日の本委員会で同僚の辻憲委員が、六月二十四日付のフライデー、それから予算委員会、内閣委員会での質問をもとに、いわゆる参議院選挙の際のマル平マークTシャツ、これは、明らかに平蔵さんの平ということを意味している公職選挙法違反の選挙活動ではないかという指摘をさせていただいた。竹中さんのお答えが、「このマークでありますけれども、これはポスターや名刺などに使用したものでございませぬ」とまず来るわけですね。確かに、ポスターと名刺には使っていないらしいんですね。そして、このマル平は平蔵の平ではなくて平和なんだ、平に輪なんだとおっしゃつておられる。それから、平成の平であり、平のサラリーマンの心がわかる政治だ、こうおっしゃつておられる。平蔵の平を連想させるものではないかという点を強く主張され、かつ、名刺やその他ポスターに使つていないからいいんだということをおっしゃつておられる。出てまいりました。お手元にお配りした資料をおめくりをいただきたいと思つます。

「ページ、ここに現物がございませぬ。これは、選挙期間中に、実は銀座のマリオン前で、竹中さんがいるところで、目の前でスタッフがお配りになった。証拠がついておられます。証拠がついておられるのがおわかりになると思つます。証拠つきのピラでありませぬ。これに、マル平マークの前かけをして御本人が写つておられますし、そして、裏面を見ますと、鬼の平蔵、私の平蔵と書いてあります。

これは明らかに、鬼平犯科帳、長谷川平蔵さんを意識して、それと同じ平蔵なんだ、そして鬼の面と仏の面があるマル平マークを強調して、そのわきに御自身のマル平マークをつけた写真が載つている。これは明らかに平蔵の平じゃないですか。

これは、本委員会であなたがうそをおつきになつたということだと私は思つますけれども、そうではないんですか。

○竹中副大臣 私がだましたとかうそをついたとかいろいろなお話を伺つておられますが、そのようなお話ではございませぬ。

まず、何度も申し上げておられますけれども、この丸と平という漢字は、竹中のシンボルマークでございませぬ。Tシャツのデザインについては、これをつくつたスタッフによると、平和などをイメージしたもので、これは既に御答弁をしたとおりでございませぬ。

お尋ねの写真ですけれども、これはピラの表紙とかに使つたものではございませぬ。中折りのスペースには八分の一か六分の一程度のスペースにはスナップ写真です。このスナップ写真は、三年前の消費者月間用私が八百屋に扮した、八百屋に仮装したときに撮影したもので、これは、衣装はスタイリストが貸し衣装として用意したものでございませぬ。つまり、架空の八百屋の架空の屋号でございませぬ。八百屋に扮したときにスタイリストが用意した、架空の八百屋の屋号でございませぬ。世間にはこのマークの屋号が数多くあるようございませぬが、当然、竹中家の屋号でもないし、ポスター、名刺にも使われていない。

いずれにしても、この丸と平という漢字は私のシンボルマークでございませぬ。

○五十嵐委員 それでは、なぜ鬼の平蔵、仏の平蔵とわざわざお名前の方で入つていないんですか。鬼の竹中、仏の竹中ではないんですか。わざわざそのわきにマル平のマークが入つて、これは明らかに、イメージとして平蔵を楳えつけよ

うとする選挙戦術としか思えないじゃないですか。これが許されるなら、例えば、私は五十嵐でございませうから、マル五のマークをそこらじゅうで使って、これは五十嵐ではなくて五輪なんだ、平和の象徴なんだ、オリンピックなんだとどう言え、何でも通ってしまおうということになってしまふ。こんなこと、許されるはずがないじゃないですか。

それでは、平蔵の平は思いも浮かばなかったんですか。マル平マークをスタッフがTシャツの後ろに使う、選挙、選挙のときに使う、それから、これをおつくりになるときにこれは平蔵の平は思いも浮かばなかった、そういうことなんですか。○竹中国務大臣 まあ、鬼の平蔵、仏の平蔵、鬼の竹中、仏の竹中よりは鬼の平蔵、仏の平蔵の方がごろがいいからそのような言葉を使ったんだと思えます。

繰り返しますが、この丸と平という漢字は私のシンボルマークではございません。○五十嵐委員 そんな理屈が通るわけがないじゃないですか。明らかに、スタッフみんなに平という字を使っている、あなたのお名前の中に、しかもそのお名前の方を強調するようなパンフレット、リーフレットをおつくりになっているんですから、チラシをおつくりになっているんですから、これは明らかに、お名前を連想させるためにこれをおつくりになった、これはもう明らかですよ。これをシンボルマークではありませんといい張るところに、先ほど言ったあなたの詐術の巧みさがあるのかな。余り巧みとはこの場合思いませんけれども、そう思うわけでございます。

ほかにもいろいろなテクニクがございますけれども、先ほどの話でもそうでした。私が前にも質問しているんですけど、損保と生保はこれは違うんですよ。損保は短期の商品で、外見上、例えば事故があったら事故証明が出ますし、傷がつかますし、これは損保代理店と契約して十分に仕事ができ立って仕事です。しかし、生保はなぜ本社契約になっているのかと。これは一つには、疾病情報

がやはり入ってくる、重要な個人情報が入るといこともありますが、長期契約であるから、代理店が途中でつぶれたり何かすると困るといこともあつて、廃止されたりするともあるし、ですから、責任を持つために生保は、これは独自に本社で契約をしている。

それを一掃のことにして代理店で一括してやったら、トラブルが起きたときに一体お客さんは、窓口の会社がおつたから、例えば、差額保険もありますけれども、元金の保証されない商品も買つたんじゃないかと。そうすると、その後ろにいる簡保会社の社員は、いや、それはそれらの別の会社が勝手にやつたことであつて、私のところは責任持てませんと。トラブルが当然起きるはずであります。窓口会社も、それは自分のところで責任を負えない、契約の本体はあの会社ですから会社へ行ってくださいと。困るのはお客さんなんです。それから窓口会社の社員が困ると思うんですが、そういうことが想定されるので、損保と生保を一掃した、これは、損保は代理店が十分できると思つたけれども、生保についてはどう簡単にお話、いわんや、ほかのものと一緒にやることはできないでしょうということをお話したけれども、そのときもお答えになっていないんです。今でも、雑案に伊藤さんの質問にお答えになっていない。

それは、言だから例えば安心ができて、疾病情報といつたものは聞けないというような安心感があるけれども、これは民になつたらさうではないでしょうということもあつて、なかなかこの窓口会社というモデルは、一見いいようであつて、実際にはやたら難しいですよというお話をしたけれども、十分にお答えになっていないんですよ。あと、十分にお答えになっていないんですよ。あと、十分にお答えになっていないんですよ。あと、十分にお答えになっていないんですよ。

それは、言だから例えば安心ができて、疾病情報といつたものは聞けないというような安心感があるけれども、これは民になつたらさうではないでしょうということもあつて、なかなかこの窓口会社というモデルは、一見いいようであつて、実際にはやたら難しいですよというお話をしたけれども、十分にお答えになっていないんですよ。あと、十分にお答えになっていないんですよ。あと、十分にお答えになっていないんですよ。

それは、言だから例えば安心ができて、疾病情報といつたものは聞けないというような安心感があるけれども、これは民になつたらさうではないでしょうということもあつて、なかなかこの窓口会社というモデルは、一見いいようであつて、実際にはやたら難しいですよというお話をしたけれども、十分にお答えになっていないんですよ。あと、十分にお答えになっていないんですよ。あと、十分にお答えになっていないんですよ。

それは、言だから例えば安心ができて、疾病情報といつたものは聞けないというような安心感があるけれども、これは民になつたらさうではないでしょうということもあつて、なかなかこの窓口会社というモデルは、一見いいようであつて、実際にはやたら難しいですよというお話をしたけれども、十分にお答えになっていないんですよ。あと、十分にお答えになっていないんですよ。あと、十分にお答えになっていないんですよ。

今のことについてとりあえず、ほかにもたくさん実はお聞きしたいことがあるんですが、お答えください。○竹中国務大臣 今の御指摘、損保と生保は同じではない、これはもう私は五十嵐委員の御指摘は正しいと思つています。損保、生保、これは商品特性が違うところがありますから、そういう点はやはり十分注意をして制度設計をしなければいけませんし、いろいろなルールを決めていかなければいけないというふうに思つております。

御指摘のような商品特性をしっかりと踏まえた上で、代理業務の仕組みがつくれるように、これは金融庁の方で御議論いただくこともあると思つています。我々もその具体的な指導をぜひしていきたいと思つております。

御指摘のような商品特性をしっかりと踏まえた上で、代理業務の仕組みがつくれるように、これは金融庁の方で御議論いただくこともあると思つています。我々もその具体的な指導をぜひしていきたいと思つております。

御指摘のような商品特性をしっかりと踏まえた上で、代理業務の仕組みがつくれるように、これは金融庁の方で御議論いただくこともあると思つています。我々もその具体的な指導をぜひしていきたいと思つております。

御指摘のような商品特性をしっかりと踏まえた上で、代理業務の仕組みがつくれるように、これは金融庁の方で御議論いただくこともあると思つています。我々もその具体的な指導をぜひしていきたいと思つております。

先、何でもありの銀行優先社会をつくる方向に持っていきたいことをやること自体が最大の問題だということをお聞きしたいんですが、お答えですが、その前に、これも後でやりますが、やはり詰めておかなければいけないところがありますので、お話をさせていたいただきたいと思つています。盛んに言われていたが、昨年の十二月十五日にこの案が出されたという整理になっております。お手元に、その十五日の提案書そのものの一枚目、二枚目だけお示ししてありますので、見ていただきたいと思つています。

有限会社スリード社と、株式会社オフィスサンサーラ、これは大崎さんという方がやられているんですが、途中でおおりになつてこの仕事から抜けたわけですが、共同提案という形になつております。これは私、全文持っております。提案書の全文を持っておりますが、この随意契約を私どもは、これは会計法二十九条違反、そしてまた、最後のページから二枚目ですかね、載せておりますが、平蔵決算及び会計令の九十九条の六と

先、何でもありの銀行優先社会をつくる方向に持っていきたいことをやること自体が最大の問題だということをお聞きしたいんですが、お答えですが、その前に、これも後でやりますが、やはり詰めておかなければいけないところがありますので、お話をさせていたいただきたいと思つています。盛んに言われていたが、昨年の十二月十五日にこの案が出されたという整理になっております。お手元に、その十五日の提案書そのものの一枚目、二枚目だけお示ししてありますので、見ていただきたいと思つています。

先、何でもありの銀行優先社会をつくる方向に持っていきたいことをやること自体が最大の問題だということをお聞きしたいんですが、お答えですが、その前に、これも後でやりますが、やはり詰めておかなければいけないところがありますので、お話をさせていたいただきたいと思つています。盛んに言われていたが、昨年の十二月十五日にこの案が出されたという整理になっております。お手元に、その十五日の提案書そのものの一枚目、二枚目だけお示ししてありますので、見ていただきたいと思つています。

先、何でもありの銀行優先社会をつくる方向に持っていきたいことをやること自体が最大の問題だということをお聞きしたいんですが、お答えですが、その前に、これも後でやりますが、やはり詰めておかなければいけないところがありますので、お話をさせていたいただきたいと思つています。盛んに言われていたが、昨年の十二月十五日にこの案が出されたという整理になっております。お手元に、その十五日の提案書そのものの一枚目、二枚目だけお示ししてありますので、見ていただきたいと思つています。

を最後まで読みますと、余り具体的な提案じゃな  
いんです。実は、インフォメーションングラフィッ  
クスという手法が使われている、これは極めて特  
殊な技法だから、これは特別で、このスリッド社  
しかやれないんだというかのごとき御答弁があつ  
たと私は思いますが、私は、そうではない、まず  
その独創性の方も問題がある、こう思つていま  
す。

私、インターネットで調べました。そして、  
インフォメーションングラフィックスというのは、  
今は二十一世紀ですけれども、二十世紀のときか  
らもう出ていまして、本が何冊も出ています。そ  
れから、大学でも授業が行われています、イン  
フォメーションングラフィックスの。ですから、か  
なりの人がこのインフォメーションングラフィッ  
クスという手法については熟達していきまして、そ  
を聞いても、そのスリッド社の社長谷越さんと  
いう名前なんか出てこないですね。木村さんと  
いう教授の方が第一人者として大変有名でありま  
すけれども、谷越さんはこれに絡んで出てきたり  
はしてきておりません。そして、私が調べたこと  
ろによると、極めてこれは今がビュラーに使われ  
ている手法であるということが判明をいたしました。

これについて、今までの林室長ですか、あるい  
は中城準備室長ですかね、この手法が極めてユ  
ニークで、ここからできないからここに隨意契約  
をせざるを得なかつたんだという御答弁はそのま  
ま変更はないのかどうか、私の話を聞いた上でお  
答えいただきたいと思つています。

○林政府参考人 お答えいたします。  
今の五十嵐委員の御質問は、隨意契約を結んだ  
理由の一つとして、私どもが内容の斬新さという  
ことでインフォメーションングラフィックスなどを  
挙げていたことについて、そうではないん  
ではないかというお話と思つていますが、当時、郵政  
民営化が、今もそうでございますけれども、最重  
要課題でありまして、それをタスクフォースとし  
てどうやって積極的に広報していこうかというこ

とでやつてきたわけでございます。

そうした中で、今お話しございましたように、  
これは私どもが、十五日にも、十五日というのは  
先週の十五日でございますが、お答えしましたよ  
うに、十二月十五日にスリッド社からタスク  
フォースに対して企画が提案されて、こ  
れは、通常の新聞、雑誌の媒体というものは違  
う、斬新ですけれども総合的に判断して、こ  
れを実施したわけでございます。

その上で、今のお話でございますけれども、判  
断に当たりましては、折り込みチラシという媒体  
が、新聞に比べて保存され読み返される可能性が  
高く、また、精読率、じっくり読むという率が高  
いと判断したわけでございます。また、さらに、  
折り込みチラシという媒体について……(発言す  
る者あり)今お答えいたしましたわけでございま  
す、今の折り込みチラシという媒体におきまし  
て、今のインフォメーションングラフィックスで  
ございまして、グラフなどを、そのままグラフとい  
う形ではなくて、わかりやすい形で表現するよう  
いうものでございまして、これは政府広報として  
は日ごろ使いたしません、そういう意味で非常に効  
果的な手法であるということ、それから、最終的  
に、テリイ伊藤氏のような、日ごろ政府広報で出  
演することの少ないタイプのタレントを起用す  
る、そういうことを総合的に勘案したということ  
でございます。

○五十嵐委員 今のは全くお答えになっていない  
んです。今のは、インフォメーションングラ  
フィックスを採用したことになった経緯をお話し  
になっただけで、それは別に、インフォメーション  
ングラフィックスを採用した上でコンペにかけ  
て、あるいは相みつをとってほかの業者と競争さ  
せてやるというのが普通の発注というふうに思ひ  
ますが、そうじゃないんですか。  
インフォメーションングラフィックス、今私が言  
いましたけれども、「図説 インフォメーション  
ングラフィックス」という本がありまして、その宣  
伝文句、「今いたるところで見やすいインフォ

メーションングラフィックスを目にします。こう書  
いてあるんです。至るところで目にするんです  
よ。ですから、こんなことをやる業者はたくさん  
いるんです。あらゆるところでやつていられるん  
です。特に斬新とも思いません、これも、この手の  
ものは毎日たくさん入つてきていますから、これ  
は、別にここでなければできないということとはな  
かつたはずなんです。

もう一度お答えいただけますか。

○林政府参考人 ただいま申し上げたように、総  
合的に判断したということでございます。もち  
ろん、インフォメーションングラフィックスとい  
うことにつきましては、そういうグラフなどを、その  
ままではなくて、よりわかりやすい形で表現する  
ということ、政府広報としては珍しい方法とい  
うこと、それから、今言いましたように、折り込  
みチラシという媒体自体が、新聞に比べて保  
存され読み返される可能性が高い、また、精読率  
が高いと判断したわけでございます。また、今申  
上げましたような、テリイ伊藤氏のような、日  
ごろ政府広報に出演することの少ないタイプのタ  
レントを起用する、そういう企画全体を総合的に  
勘案したということでございます。

○五十嵐委員 ですから、中身について具体的な  
提案がそのときにあったんですか、なかつたんで  
しょうということ。インフォメーションングラ  
フィックスについてはわかりましたよ。それにつ  
いてはそれを採用しようとして、それは、確かに  
谷越さんの御功績でそういうのが皆さんのところ  
に周知されたということはわかりましたけれど  
も、しかし、具体的なチラシの内容についての御  
提案ではなかつたんでしょ。  
その証拠に、私が持つております私どもの調査  
によりまして、十七日には、あなただけの間で、現  
在、どういふ広報を実施するかの方について、  
どのような検討状況になっているのかよくわからな  
いのです。というふうな情報があなただけの中でやり  
とりされているんですね。これは、内閣広報室の  
方が、よくわからないんです。というふうには実

政民営化準備室の方にお話をされている。中身は  
わからなかつたんじゃないですか。

私、実は広報室を責めようと思つていません。  
広報室は抵抗したんです。その抵抗を竹中大臣周  
辺の方が無理やり抑え込んで実は隨意契約に持ち  
込んだというふうな認識をしております。これ  
は、広報室はコンプライアンスを守つて法律どお  
りにやろうとしたんです。その抵抗の跡がよく  
わかるんですね。どういふ内容になつてい  
るかわかりません、こう書いているんですね。  
ですから、十五日、この十七日の時点で、具  
体的なそのチラシの内容の提案がスリッド社から  
あつたんですか、なかつたんですか、簡潔にお答  
えください。

○林政府参考人 この折り込みチラシの広報につ  
きましては、十二月十五日に企画案が提出されま  
した。十七日にヒアリングを始め、連日精力的  
に打ち合わせを行つたわけでございます。  
そういう中でいろいろ意見のやりとり、それ  
はあつたと思つていられるけれども、折り込  
みチラシにつきましては、これまでになく斬新な  
企画である、先ほどから申し上げておりますが、  
そのように私どもは判断して採用することとした  
ものでございます。

○二階委員 林広報室長、まだまだ答弁が続く  
ようですから、近いところにおかけください。  
五十嵐文彦君。  
○五十嵐委員 国会の場を侮辱されては困ると思  
います。私どもはちゃんと調査しているんです  
よ。ちゃんと調査しているんです。  
谷越さんのところから、スリッド社から、私は  
谷越さんも決して悪い人だと思つていませんが、  
一月の七日なんですよ。それで、あのいわ  
ゆるチラシの内容についてラフ案が出てきたの  
は、出せ、出せと言われてやつと出てきたのは一  
月七日だつたんじゃないですか。  
○林政府参考人 どういふことでおっしゃつてい  
るのか存じませんが、私どもは、先ほど申し上げ

ましたように、十二月十五日に出たものから十七日にヒアリングを始めまして、その後、打ち合わせそれからいろいろな電話のやりとり等も含めまして精力的に検討したわけでございます。それで、斬新なものであるこれを採用するということが、十二月二十八日に契約を考えたわけでございます。

以上でございます。

○五十嵐委員 いやいや、これは谷畑さん自身も、ラフ案を出したのは一月七日だと認めているんだから、だめなんですよ、実は。これはだめなんです。全くそうでございます。

それから、本当に責めたくないんですけども、十二月二十四日に準備室から広報室あてに、この案を採用してください、そういう要請文を出したというふうにこの委員会に紙が出てまいりましたけれども、この日付も事実ですか、中城さん。

○中城政府参考人 前に御説明しましたように、この十二月二十四日の資料というのは、準備室から政府広報室に、このスリッド社の企画についての政府広報をお願いとということと二十四日付に出したものでございます。

○五十嵐委員 それは、十二月二十四日付で出したのは確かなんですけど、この準備室からの要請文が出てきたのは一月の十四日はずです。なぜならば、十二月まで見積書が出てこなかったからです、スリッド社から。出せ、出せと言って十二日に見積もりが出てきて、それも最終的な見積もりではありません。最終的な見積もりは何と一月の二十四日です。なぜか。それは、朝日オリコミ広報社から折り込みの見積書が出てこなかったからです。

どうですか。これは、十二月の二十四日に決めて要請文を出したというのは、うそじゃありませんか。

○中城政府参考人 申し上げておりますように、この十二月二十四日付の書類というのは、この決裁をつくるために、この決裁に必要な書類として、準備室から広報室に、こういう企画をお願いしたいということと、この付の書類をつくったというところでございます。(発言する者あり)

○二階委員 ちよっと速記をとめてください。(速記中止)

○二階委員 では、速記を起こしてください。五十嵐文彦君。(発言する者あり)では、改めて、速記をとめてください。(速記中止)

○二階委員 速記を起こしてください。五十嵐文彦君。もう一回、事実だけ端的に確認をさせていたいただきたいと思いますが、それでは、スリッド社からこのチラシに関するラフ案が出てきたのはいつですか。

○林政府参考人 お答えいたします。私どもは、十二月二十八日にラフ案というの既に説明は受けております。向こうから提出を受けております。一月七日にもそれと同じようなものが出たということかと思えますけれども、さっき言いましたように、ずっと詰めていた中で、十二月二十八日にラフ案が出ておったわけでございます。

○五十嵐委員 ごまかそうとしてお気持ちはわかるんですけども、七日にも同じような案が出たという御答弁だったんですけど、七日にラフ案が出てきたということは認められたと思えます。要するに、私の指摘したこと、ラフ案が出たのは七日でしようというのは認められたんですね。ただ、二十八日に出た案というのは、朝の七時七分から、この同僚委員が指摘をした、朝の七時七分に来たメールなんです。そのメールも、実は皆さんのもとに今お手元に資料でお配りしてあります。

これは個人情報が入っていますので、谷畑さんの実は携帯電話も入っていたんですが、消してあります。谷畑さんからこういうことを、岸秘書官と電話にてお話しすることができた。話めたのは、岸さんとの間で話していたんですね、実は。

は。なぜ岸さんとの間で話めたきやいけなかったかという点も後でお話しますけれども、そのときに、大体の話が岸さんと話めた中で、もともと、これはほとんど準備室で用意していた案と同じです。準備室案なんです。①にテリー伊藤、②に村上龍氏と書いてあるのも、これは、準備室がもともと大臣の希望でこういう対談を入れたいということを書いていたんです。

これはラフ案とは言えないんです。だって、ラフ案というのは、どういう絵柄で、どの場所にとりかきを入れるかというふうな書き方をするのがラフ案ですから。これは、単に大まかな方針を書いて、それで大臣秘書官と話をしましたということの報告ですから。この朝七時七分に来たばかりですよ。その中で緊急性というの書いてあるんです。すぐ、きょうがタイムリミットです、そうでないと六日に用紙の手配ができませんというところが書いてある。これは単に業者さんの都合なんです。しかも、この業者さんの都合は、最初お話をひそかにしていたのは大日本印刷だけだから、断られてしまいましたと、小さい会社だから。それで、急に出版印刷と話をしなきゃなりません。そこで、用紙の手配を早く急いでやってください、年末にしてください。これは業者さんの単なる都合なんです。何がタイムリミットなんです。これは、タイムリミットでも何でもありません。実は、こういうものをタイムリミットと言ふのなら、会計法も、先ほど紹介いたしましたあの会計令も意味がなくなってしまうんです。そう思いませんか。

この会計法の有権的解釈は、実は財務省の主計局法規課が担っております。法規課長さん、この解釈は、私は、かなり厳密に緊急性というのは、例えは災害があったとか、そういう緊急性というのとはかなり厳密に解釈されなきゃならないと思えますが、いかがでしょうか。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。先生おっしゃるとおり、会計法の要件としまして緊急の必要により競争に付することができない場合、緊急契約によるものとされております。ただしながら、個別の契約事例が随時契約によるための要件に該当するか否かの判断につきましては、会計法上、予算の執行を行う各省各庁の責任において判断されているところでございます。本件につきまして、契約の具体的な詳細を承知する立場にはございませんことを御理解いただきたいと思っております。

○五十嵐委員 要するに、かなり厳密でなければいけない、そういうことで広報室は慌てたんです。慌てたんです。これは要件を満たしてないんじゃないか、特に、独創性というところについても自信がない、だから、どこで緊急性というのを出そうか。それで、後になって無理やり十二月二十八日と、もう年末で日がないから、用紙の手当てが間に合わないというところを目をつけて、ここを緊急性の言いわけにしよう、こう考えてやったわけですね。

ですから、その次の八ページ目の資料をおめくりください。これは、想定問答はないと言ったのを後でありましたというふうに、うそをついたのを訂正されましたけれども、これもうそなんです。いいですか、これは一月十九日ですよ。井上秘書官より竹中大臣に本日午前おみせして、大臣の了解をえました。なお、想定問答の前提として、「スリッド社からは、十二月十五日にラフな案ができて、二十四日に、より具体的な案をもとに先方からヒアリングもし、二十八日に幹部まで了解をとってサインをだした、契約の日付も、二十八日までさかのぼってもらう」という日付の整理になっております。

まさに白状しているんじゃないですか。後から取ってつけた日付の整理だというのは、ここで明らかじゃないですか。どうなんです。これ、こういう日付の整理を後から考えたということではよろしいですか、広報室長。

○林政府参考人 今おっしゃいましたわけですが、いまいきり、そういう真偽が定かでないものについてコメントできないわけではございませんけれども、私が申し上げたいのは、このお話しのもととなっておりますラフ案、イメージ案でございまして、それは十二月二十八日に閣議で決まっておりますことと、このラフ案とイメージ案との関係は、今から申し上げたいと思います。

○二階委員 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○二階委員 速記を起してください。

林大臣官房政府広報室長、再答弁を求めます。

○林政府参考人 ただいま、真偽が定かでないというように申し上げましたことにつきまして、取り消させていただきます。

ただ、私が先ほどから申し上げておりますのに、十二月二十八日にラフ案があり、そういうラフ案のいろいろな相手との情報交換、詰めてきた中で、これが斬新なアイデアとして政府広報として適当であろうという判断をしたということ、申し上げておるわけでございます。

○中城政府参考人 十二月二十四日の文書につきましてですが、これは作成はいつかということでございますけれども、この手続は、決裁書につける資料でございます。この決裁書は十二月二十八日付の決裁文書を作成する前につくったということでございますので、恐らく一月の、ちよつと日程はわかりませんが、その時期につくられたものだと思います。(発言する者あり)

○二階委員 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○二階委員 速記を起してください。

中城内閣参事官、再答弁を求めます。

○中城政府参考人 十二月二十四日の資料の事務手続を申し上げましたが、十二月二十四日につくられたのではないという点では訂正いたしました。

○五十嵐委員 時系列で一応整理されたペーパーがありましたよね。あのときに、この紙の日付は

けわざと抜かしてあるんですよ。だからおかしいなと思うんですよ。そういうごまかしをやろうとするから抜かされるんですよ。私もはきちんと調べていますから。

もうおわかりになっていると思うんですが、あなた方は私の資料がうそだとおっしゃるばかりのことを言われては、これはやはり、どこにでも真偽を感じる人はいるんですよ。アンフェアなことをやれば、これは違法性は阻却されません。完全に法に反したことをやるのを告発するために情報を提供される方がおられるということだと私は思います。それで、私はかなりのものを入手しておりますけれども、十分に注意をしておりますから、決して正義に反するようなおことやおやりにならないということが大事だと思います。

そこで、なかなかお立場からはこれが内部資料だということをお認めになりがたいとは思いますが、ですから事実上即して話をしましょうという話をしていられるので、私が最初にお示しをした⑤の資料、スリッド社からの資料、これはお認めにならないというお立場ですか。それとも、この内容が先ほど言ったラフ案というのと同じか違うか、そのことだけお伺いをしたいと思います。

○林政府参考人 御答弁申し上げます。

この⑤と今おっしゃった、そういうことではなくて、ラフ案が、先ほどから申し上げておられますように、十二月二十八日に、手がきの絵、イメージの絵であったけれども出てきていたということ、今、中で話が覚えておられるものもございまして、おとこのことでございます。

○五十嵐委員 この私がお示した文書の内容が事実と相違しているかどうかをお伺いしているんですね。これはいつものことなんですけれども、要するに、当人しか知り得ない事実が入っているば、それは事実なんですよ。

例えば、大日本印刷に断られて凸版印刷と調整をしているなんていうことは本人以外にはわから

ないんです。そうでしょう。私は知り得ないです。勝手にこんなものをつくれるはずがないんです。ですから、これは事実かどうかを確認させていただきますというのを言っているんです。そうすれば、この文章が本物の文章かどうかおわかりになるでしょうということ。

この事実が本物かどうか、このラフ案というものとこれは相違しているかどうか、もう一度お答えください。

○林政府参考人 お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますように、ラフ案というものは、手がきのイメージ等が入ったもので、それを十二月二十八日に受領しておるということを申し上げておるわけでございます。

○五十嵐委員 全部覚えていないんですよ。では、そのことについても聞きましょう。その手がきのラフ案はどういう手段で来られましたか。直接来庁されて持ってきたんですか。それから、そのラフ案を提出できますか。それから、もう一つの方に答えていせんから。

○林政府参考人 今の十二月二十八日のラフ案、確かに来ておるんですけれども、あるかないかと言われなくても、それはちよつと捜してみないとわからないということでございます。(発言する者あり)

今のラフ案についてのお尋ねでございます。これにつきましては、捜して出すように努力いたします。

○五十嵐委員 今ここに、この私が示した資料の中に示された事実が、実際に室長が認識されている事実と相違するかどうかをお答えください。

○林政府参考人 再度申し上げますけれども、ラフ案というのは絵がかけられておるわけでございます。それで、おっしゃっているのはラフ案というところは違うわけでございます。我々はラフ案について捜すということを今申し上げたわけでございます。

○二階委員 林広報室長、林広報室長、答弁、さちつと質問に答えなさいよ。——いやいや、そ

の前に、この資料はあなたの考えていることに合っているのかどうかと聞かれていますことに對して、合っているとか。

○林政府参考人 私が申し上げておりますのは、ここにお示しになっているものとラフ案は違うわけでございます。このラフ案というのにつきましては、今から捜してお出しするようにいたします。

○五十嵐委員 午後二時五分開議を控えます。

○二階委員 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時五分開議  
○二階委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。  
各案審査のため、参考人として日本郵政公社理事 事吉尾親徳君、日本郵政公社理事 伊藤高夫君、預金保険機構理事長 永田俊一君及び全国銀行協会常務理事 青野賢君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として金融庁監理局長 佐藤隆文君、総務省郵政行政局長 鈴木康雄君及び法務省民事局長 寺田進郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと称する者あり〕

○二階委員 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○二階委員 質疑を続行いたします。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 午前中に引き続き質疑をさせていただきます。

政府広報室におかれましては、要求した資料を短時間におそろえをいただきまして、ありがとうございます。

これを見せたいだきましても、これで大体焼くくらいかかるとか、写真にどれくらいかかって

編集にどれくらいかかるのか、なかなかわかるのは難しいと思うんですね、この最初のラフ案を見ますと。これは、ある意味ではほかのところと違って注してコンペをする時間もあつただろうし、これだつたら当然コンペできたと思えますね。

本来ならば、コンペをし、相見積もりをとってそして競争させるというのが筋だと思えますが、もう一度言いますけれども、これではなかなかわりがないということをやつて御判断されたらどうでしょうか。

○林政府参考人 お答えいたします。

今、十二月二十八日のラフ案、お手元にあると思いますが、そういうラフ案、それを含めましていろいろな議論を積み重ねてきたわけでございます。十二月十五日、いや、厳密に言う十七日以降でございますが、その中で、先ほどから申し上げますように、インフォメーションングラフィックスを政府広報に使うというふうな事について、新書き、我々はそれを買つて、十二月二十八日にはそれを契約するという事で合意に至つたという事でございます。

○五十嵐委員 ですから、答弁になつていないんですよ。

インフォメーションングラフィックス自体は極めてありふれたものだ、これを使える業者さんはたくさんいる、現実にもまたにあふれているということを私は先ほど御証明申し上げたはずですよ。ですから、インフォメーションングラフィックスを理由としてごしかなないというのはおかしいじゃないですかという論理になつていないんですから、ですからこのラフ案だと、極めて簡単な書きの案ですね、これだけでこれしかないというのをおかしいじゃないかと、同様にきちんとしてたデザインができ、あるいは編集ができる会社はたくさんあるはずですよ、これをコンペにかける必要があつたのではありませんか、そうでなければ会計法、会計令に違反するではありませんかという事を言っているわけですね、それについての御説明がないんですよ。

○林政府参考人 お尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、インフォメーションングラフィックスはやはり私どもにとつて新しい手法ということでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、そういうことだけではなく、折り込みチラシという媒体が、新聞に比べて保存され読み返される可能性が高い、それから精緻率が高いと判断した、それから、今言いましたように、テリー伊藤さんと、今言いましたように、政府広報では出演することの少ないタイプのタレントさんを用いる、そういうことを総合的に勘案したということをおっしゃるわけでございます。

○五十嵐委員 うそを言っていますね。あなた自身の部下が、「こっぴんNOW」という折り込み媒体があるじゃないかということをおっしゃるんです。そういう事実がございまして、それから、テリー伊藤さんは谷崎さんと直接関係があつたんですか。テリー伊藤さんは、むしろ竹中さん周辺の御関係じゃないですか。

○林政府参考人 今おっしゃつたようなことは、私はそういう認識ではございません。

本日にテリー伊藤さんという方が、やはり政府広報はややかたい部分があるということと、いつも気にしておるんですが、テリー伊藤さんのような方は、こういうのに出演していただける場合には非常に少ないタイプのタレントだ。まさに私は、それですつと部下とも話しておつたわけでございます。

○五十嵐委員 答えが半分しかないんですよ。私も言つておるんですが、ですから、テリー伊藤さんと谷崎さんは、その谷崎さんルートでなければ得ないという話だつたんですか、そうでないでしよう。テリー伊藤さんを強く推されたのは、竹中さんないし竹中さんの周辺の方々、その秘書官とかあるいは準備室かもしれない、そういう方々のルートだつたんでないですかという事を申し上げておるんですよ。

○林政府参考人 そういう認識は本日にござい

せん。

テリー伊藤という方は、そういう、特殊と言つて申しわけございません、やや政府広報には珍しいタイプのタレントということでは私はいんじやないかと思つておつたわけでございます。本日にそれに尽きます。

○五十嵐委員 それから、幾つか言つたので私が悪いのかもしれないんですが、折り込みというのも新新だつたというふうな今言われたけれども、折り込みは「こっぴんNOW」という折り込みを、それはやはり方としては古いやり方の折り込みでありましたけれども、そういう折り込み媒体、いわゆるフライヤーといふものですけれども、折り込み媒体も既に政府広報はお使いになつていたんじゃないんですか。ですから、そのこと自体が新新だといふわけではございませんかという事を申し上げておるんですよ。

○林政府参考人 繰り返して申しわけございませんが、そういう折り込みチラシという媒体が、新聞に比べて保存され読み返される可能性が高いということ、それから精緻率が高いと判断されたこと、それだけでもございまして、インフォメーションングラフィックスということだけではございません、また、テリー伊藤さんということだけではございません、そういうことを全部総合的に勘案したと、そこで、いい案であるということを採用するということをおっしゃつたという事でございまして。

○五十嵐委員 だから、それがスリード社と結びつくものじゃないでしよう。テリー伊藤さんを使うやり方を、あるいは電通なり博報堂なりだつてきたでしようし、ほかの広告会社もきたでしよう、折り込み媒体を使うということも、ほかの編集プロダクションでもほかの広告代理店でもできたでしよう、ですからコンペをするのが当たり前じゃないかと、そういうことを言つておるんですよ。

いは会計令に違反しているのではないですかということをおっしゃるんですよ。ほかの選抜肢がどうしてなかつたかという説明を十分にされていなくないかと思つておるんですが、いかがですか。

○林政府参考人 五十嵐先生の今お尋ねはそういうことかと思つておるんですが、私どもは、この企画はスリード社だからこそのことというふうには理解しております。

○五十嵐委員 答弁になつていないんですよ。では、先を続けますけれども、先ほど、午前中の質疑で申し上げたけれども、私が指摘したこの事実関係、大日本印刷に断られたから、ですから横で凸版印刷と協議を始めたということ、そこで急に間に合わなくなつて、六日に用紙手配をしなければいけないから二十八日の実質契約が必要である、こういうことになつておるわけですが、この事実関係はお認めになるのか、ならないか、もう一度お答えください。

○林政府参考人 お答えいたします。

印刷のルート、それから、そういうことについてもいろいろ努力をしておるんだというふうなことは聞かえておつたと思つておるんですよ。もうそれに尽きます。

○五十嵐委員 全く不誠実なんですよ。それでは、これは、印刷は凸版印刷だつたんですか、なかつたんですか。それはわかるでしよう。(発言する者あり)

○二階委員 では、速記をとめてください。

(速記中止)

○二階委員 速記を起してください。

林大臣官房政府広報室長

○林政府参考人 凸版印刷ということでは、凸版印刷でやつたということについてはそのように記憶しておりますが、今言いましたように、いろいろ印刷という可能性は考えて業者として努力しておられたのかなと思つておるんですが、私どもは確かな情報がなければ手に入れない情報なんですよ、当事者でなければわからない情報。



ございます。

○五十嵐委員 ですから、大臣の方からかなり、大臣というよりは、むしろ準備室の方がかなりおせん立てをした内容なんです。これは、ですから、実は政府広報室の皆さんは、こういうやり方では危ないということでもかなり抵抗やちゅうちょを示されているんです。

政府広報室から郵政民営化準備室あてに担当者のメールが行っているんですけども、その中に、折込らしの件も、政府広報室としては、あえてニッポンナウがあるのに、全くあたらしいこの馬の骨だかわからんと契約することとにきめる場合は、それ相応の責任をとつていただく必要があるし、会計課に対してつような説明よりは当然準備室できちんと準備していただくことになりす。

また、S社だと時間がかりそうだからって急にあとから「ニッポンナウ」を大至急なんとかしろ、なぞとまかりまちがってこういうことにはないようにしてください。こういうメールが準備室あてに広報室から出ているんですけど、

要するに、抵抗しているんですよ。余りにもひどいじゃないか、これは会計課の説明がつかないじゃないか、だから、説明がつくように日付等のつじつまを合わせてください、あるいは、緊急性と強制性のつじつまを合わせてください、私どもの方は責任持てませんよ、こういうメールが出ているんですけど、これは事実と違いますか。

○林政府参考人 個別のことと申しますより、先ほど申し上げましたように、十二月の十七日にヒアリングを始めまして、そのときに、タスクフォース、その中に、準備室、私ども、両方のスタッフがいるわけでございます。その中で、両方のものをつくるためにいろいろな議論がなされた。その中に今のようなものがあるんであれば、それは感情的なもので、言葉自体は好ましくございませぬけれども、いろいろな面から検討していたと

いうことは事実でございますので、今の、何といいますが、非常にいろいろな面から検討しております。その中にはやはり意見の違いも経過的にはあったというふうなことで、私もそれはある程度あったというふうには思いますけれども、結果的に、先ほど言いましたように、斬新であり、私どもの政府広報として適当であるということと契約をしたわけでございます。

○五十嵐委員 何言っているんだかさっぱりわからない回答ですね。聞いている皆さんもわからないでしょう、今の回答じゃ。要するに、なぜこういうことになったのか、私もなかなか推測が難しいんですよ。

それで、これは広報の仕組みに違いがあるんじゃないかなと思うんです。この広報予算というの、郵政の改革、郵政民営化についてはこのぐらゐの枠をどうと枠取りを最初からしてあったのではありませんか。かなり安定的なところに、例えば電通に枠取りがしてあった、その枠取りを途中で変えなきゃいけないので、どこの馬の骨かわからないと書いてありますけれども、余り突進のないうところに発生して、後で責任ががぶるようなことはしたくない、こういうことだと思っております。そうだとおもうんですよ。ですから、その電通の持ち分を引きはがすにはそれ相応の理由がある、また力も要する。つまり、竹中さんなり、竹中さんにかわる代理の方が電通と話をしなければ、このところの話がつかないじゃないか、こういうことなんだろうと思っております。

私、アマケーションという言葉を初めて知りました。アマケーションは、これは広報の用語だそうなんです。広報の用語で細振り分けという意味だそうなんです。そして、このアマケーション、多分その岸さんがしたんだろうと思っております。岸さんとして、電通からその持ち分を分けたということなんだろうと思っております。そのことが後ろの方に資料についておると思っておりますが、「郵政民営化広報プラン」というのは十四ページの資料をござらぬ

ただきたいと思うんです。これは電通から送られてきた資料なんです。これは、アマケーション、つまり、アマケーションを整理した後の電通からの資料になっているわけでございます。数字の資料です。すからはずりわかるとおもうんですが、このことと関係ないですか。

○林政府参考人 お答えいたします。確かに、今、五十嵐委員からお話しありましたように、私も、重要な広報に使うというふうにお金がございます。しかし、初めからその枠どりがあつた、特に、電通の持ち分とかそういうことは全くございせん。確かに、電通は業界で一番大きいですから、お話を聞くというふうなこともそれはありますけれども、ちよつと私、この紙自体今あれでございますが、それからもう一つ、これに関連するものでちよつとあれでございますが、アマケーションという言葉、広報用語ではないアマケーションとか何かは聞いたことあるんですけども、私は、広報室でアマケーションという言葉は、広報室長でございまして、本当に知りません。ただ、今、五十嵐委員がおっしゃったような意味で使うということであれば、そのなかもしれませんが。

それで、ですから、ちよつと私も、もちろん個別があれですけども、これは電通の何かと聞かれても、これは本当に私は記憶にございせんし、それは、いろいろな言葉は出てくることにはもちろんあるわけですが、本当に私、それしか……(発言する者あり)

以上でございます。(発言する者あり)

○二階委員 速記をとめてください。

○二階委員 速記を起してしてください。

か。

○林政府参考人 お時間をいただいて購べたいと思っております。申しわけございません。

○五十嵐委員 いやいや、これは重要なんです。この書類に、今調べたいと言っています。これに付随している短い文書がありまして、その中に、「なお、この中には知識人対策の五千万は含まれていません。」という言葉があります。この「知識人対策」というのは何でしょうか。この知識人対策の五千万円というのは何でしょうか。御存じじゃないですか。(発言する者あり)

○二階委員 速記をとめて。

○二階委員 速記を起してしてください。

林政府広報室長。

○林政府参考人 今の件につきましては、お時間いただいて早急に確認したいと思っております。お時間いただければと思います。

八

知する立場にないことを御理解いただきたいと思  
います。

○五十嵐委員 ちよつと待つて下さい。要する  
に、緊急性は個別に判断するんだと言うけれど  
も、こんなに先の話を緊急だということはあるん  
ですか。

しかも、実際には第二弾が用意されていて、第  
二弾は三月か四月にまくことになっていました。第  
村上龍さん相手に第二弾をやることになっていま  
んでしよう。合計三億円だったはずなんです。こ  
れは一億五千万じゃなくて、第二弾は都合でやめ  
られたんです。第二弾は、ですから、コンペしな  
いとその緊急性にひっかかるから多分やめたと思  
うんですよ、緊急性にひっかかるから。そして、  
二月の六日のものも結局は二月の二十日になりま  
した。延ばせたんです。二週間も延びちゃった  
んです。

これは緊急性じゃないじゃないですか。おかし  
いんじゃないですか、この緊急性の判断。  
○向井政府参考人 お答え申し上げます。  
私ども、会計法の制度は所管してございま  
す。その会計法上、個々の契約につきましては、  
各省各庁の長が責任を持って判断することとさ  
れてございまして、詳細を承知する立場にないこ  
とを御理解いただきたいと思ひます。

○五十嵐委員 個別のことを言っていないんで  
す。そういう一般論としてこんな緊急性の解釈  
が幅広くいいんですかというのを申し上げて  
いるんですから、あるいは前例があるんですかと  
いうことを申し上げているので、これはおかしな  
法解釈だと思ひます。

それから、もう一つ重大なことは、これはやは  
りさかのほつている点です。さかのほつていま  
すね。こんなにさかのほつることが認められるん  
ですか。さかのほつりについて、では改めてお伺い  
します。

○向井政府参考人 契約につきましては、本来、  
その契約をされた日付にやるのが本来のあるべ  
き筈だと思ひますが、したがひまして、一般論を

申し上げれば、さかのほつることは好ましいこと  
ではないと思ひます。

ただ、国の契約につきましては、森羅万象、  
種々ございまして、その個々の具体的なものにつ  
きまして、さかのほつる合理性のあるものもある  
んですから、さかのほつたからという一言をもつて  
違法だとは言えないと考えております。

○五十嵐委員 私、それもちゃんと法解釈に  
て確かめていられるんですよ。  
さかのほつることができるとは、例えば物理的  
要件です。契約に郵送を使って、その郵便のやり  
とりの期間これはさかのほつるということが可能  
です。それから、四月一日に一齐に各省庁で清掃  
をする、そういう多量の契約を一週にやるという  
ときは、そんな集中的にやれませんか、合理的  
に後からさかのほつて四月一日契約に直すとい  
うようなことがあるんです。しかし、こんなに長期  
にわたつて、理由なくさかのほつるという例はな  
いんです。

どうしてこんなことが認められるんですかねと  
言つたら、不思議ですねと法解釈の担当官は言  
われました。不思議です、いろいろ疑問がありま  
す。ということを法規課自身が言つたんです。そ  
れは、不思議ですねとさかのほつるのが精いつ  
ばいだったと思ふんですが、これはかなり違法性  
が強いということだと思ひますが、いかがですか。  
○向井政府参考人 お答え申し上げます。  
一般論でございしますが、基本的には、先ほど申  
上げたとおり、その日付でやるのが原則でござ  
いまして。特に、長期にさかのほつるのには必ず  
しも好ましいこととは思ひてございせん。

○五十嵐委員 先ほど言ひましたように、最終  
的に、朝日オリコミ社、これは朝日新聞の關係  
社のように、朝日オリコミが実は折り返みの  
見積もりを出して来たのは一月の下旬なんです  
ね。ですから、相当さかのほつっているんですよ。  
これは、めちゃくちゃさかのほつり方なんです  
ね。ですから、これは異常なんです。何でこれほ  
ど異常なことをしなければならぬのかというの

は、これは不思議だまららないんですね。  
それから、先ほど言ひましたように、アッドラ  
インも延びました。事実上アッドラインはなかつ  
たと同じなんです。二週間延ばしちゃったんで  
すよ。  
そのときにいろいろ問題が生じた。その  
ことは、資料の十三ページをごらんください。こ  
れは、役所の中である問題点を、さすが役所  
です、整理したんです。これはなぜ延びたかと  
いうと、二月の二日に自民党の総務部会で、決  
まつてもいい、法律もできていないのに宣伝  
するのはいけぬという決議が出たからでし  
う。自民党の皆さんが決議を發揮されてさ  
うです。それで迷つたんです。二月の六日に  
予定どおりまいていいか。それから、文書の内容  
も、今までもおりのバラ色を出しているもので  
すから、与野野政調会長さんの方から、いや、先  
細り論で統一しろとさう言われて、先細り論に  
変更するかどうかというのが政府内で問題にな  
つたんです。それで、修正案をさうかどか、延期  
をするかどうかの問題点を整理したのがこの十三  
ページの表でございまして。  
これは政府部内の検討でさういうことになつ  
たんですが、この検討は、これは政府の中から出  
たものではないと言ひ張られますか、それとも、こ  
れはさうも政府部内で検討した経過と一致する  
とお答えになりますか。  
○中城政府参考人 この資料は、事務的に事務官  
が何か考え方を整理したものであるかと思ひま  
すけれども、五十嵐委員が言われたような、要す  
るに、延期するかどうかということについての事務  
的な議論があつたということだと思ひます。  
○五十嵐委員 要するに、この資料を事実と認  
めたということですね、今は。さういふふう  
に解釈できると思ひます。  
ここで一番問題になるのは倉庫保管料です。  
何しろ二月六日に千五百万部ですから、千五百万  
部を印刷させてまく予定だったのが、二週間と  
め置かれて、これは三週間かけないといふいろな

更ができないというお答えが事務方から上がつて  
きたので、これは竹中さんが決断で、いや、も  
の文章のまま修正案もしいでまいてしまえとい  
うことで、二月の二十日にはチラシ配布をするこ  
とにしたということなんです。それで間違ひあ  
りませんか。さういふ経過だったと覚えておら  
れませんか、竹中さん。  
○竹中大臣 いろいろ議論をされているさ  
なかで、広報をどのようにやるか、当時確かにい  
ろいろな御議論があつたといふふうに記憶をして  
おります。

最終的には、国民に民営化があたかも立法院を  
含めた箇全体として決定したかのような誤解を  
与えることのないようにすべきだといふ御議論が  
ありまして、それで、配布に先立つて、念のため、  
順次新聞突出し広告によりまして、これからそ  
の立法過程に入るんだといふような趣旨の広告を  
出した。これは、政府内で話をしてさういふ決  
めたといふことを記憶しております。

○五十嵐委員 言ひわけをするために先に別途新  
聞に突出し広告を出すという、珍妙といふか奇  
妙な手探りのむだ遣いをしていられるわけだ  
よ、これは。これは大変おかしな、そこまでし  
てごまをするかといふ話だと思ふんですけれども、  
さういふふうには、竹中さんの頭を立てるために、  
さういふわざわざ予算の支出の仕方をしたんで  
すが、倉庫保管料はどうしたんですか、結局、倉庫  
保管料はどうなりましたか。おわかりになりま  
すか。これはどちらが持つたんですか。  
○林政府参考人 今の保管料ですか、それは折  
々に済んでおります。

○五十嵐委員 表上は折り返み会社が持つたこと  
になつていられるんです。三月二日に、支払いは全部  
当初計画どおりに予算支出がされております。確  
かに保管料は入つていない。でも、保管料は相当  
な額に上りますから、つまり、この保管料を折  
返み会社が持つてもさうかというところであれ  
ば、最初の見積もりがいいかげんであつたとい  
うことなんです。つまり、業者さんの言ひなりに

九



隨意契約したからそういうことができた。最初は、だつて二週間の保管料を予定してないんですから。要するに、その分は利益で本当は乗っていたはずなんです。

ですから、それを折り込み会社が持ったとすれば、これはもう王手飛車とりみたいな話なんです。最初の契約がいいかげんであった、国費のむだ遣いであつた。どうして契約し直して保管料を政府から正式に支出しなかつたのか、これはわけがわからぬですよ。これは、だから最初の隨意契約が、隨意契約というのはいかに危険なものかということの証明になるんですよ。いかがですか。

○林政府参考人 今は、その見積もりが審査をちゃんとしていなかつたのではないかみたいな……(発言する者あり)申しわけございません、という趣旨のお尋ねでございますが、私も、ちゃんと審査して私っております。

○五十嵐委員 だつて、きちんとしたラフ案が一月七日まで出てこなかつたというのを先ほどお認めになりましたし、見積書も一月十二日になつてやつと出てきた、しかも、一番肝心な折り込み料の見積もりは一月の下旬まで出てこなかつた、こういうことなんですから、これはちゃんと審査したとは言えないんじゃないですか。それはもう明らかなことだろうと思えますよ。ちゃんと審査したというのはどういうことなのでしょうかね。

○林政府参考人 先ほどからお答えしておりますように、私も、十二月十五日に企画案が提出され、十七日にヒアリングを行い、年末まで精力的に向こうと情報交換をして、それで詰めてきたわけでございます。その中で、どのぐらいのお金がかかるかということとは当然ながら把握しておりますので、それは、きちんとそれでやつていけるということと私どもは契約を実質的にやつたわけでございます。

○五十嵐委員 それから、緊急性に戻りますけれども、結果として、十二月二十八日の実質合意契約

約日にお金が出たわけでもないんですね。それから、その間の用紙の調達も結局印刷会社が持ったわけですから、結局それはデッドラインではなかつたんですよ。結果として、一月六日に用紙の手配は、契約があろうとかならうと実はできたわけですね。実質的にそうなんです。実質契約は後でさかのぼって契約書ができたわけですから。

そのかわりに、一月六日に業者さんを各選さんば広報室に連れていっているでしょう、二人。連れていっているでしょう。そこで、間違ひなく私の後ろには政府のお墨つきがありますから、この話は進めて大丈夫ですねということも証明してありますよ。どうしてそこまでサービスするのかわかりませんけれども、スリッド社が連れていった二人の業者さんに面会して、確かに実質合意がもうできているから大丈夫ですよということを二月六日にしているんじゃないですか。

○林政府参考人 お答えいたします。私、お答えしておりますように、十二月二十八日に両方契約の合意に達しておつたということ、一月六日と、そういうようなことではございません。一月六日は、むしろ、年明け早々に紙を確保するという意味での一月六日でございます。十二月二十八日に実質的な契約の合意に達しておつたわけでございます。

○五十嵐委員 一月六日にスリッド社の各選社長は二人の業者さんを政府広報室にお連れになつて、確かに契約が成りそうですというお話を政府広報室の方で証明してあげたはずですから、そういう事実はないと言つてはいいですか。

○林政府参考人 今のお尋ねでございますが、一月六日にスリッド社が二人の業者の方を広報室に連れてきたという話でございますけれども、私は合つてきたと思いません。ただ、部屋に連れてきたというように意味の御趣旨であれば、ちよつと確認はいたします。

○五十嵐委員 結局、正式な契約書がないのにやみからやみへ隨意契約でいいかげんなことをやり、そしてその日付も、これは公文書ですから、

おかしいんですよ、こんなに長期にわたつてさかのぼるなんというところは、これが通るんだつたら、本当にみんな隨意契約でできてしまうということになるじゃないですか。このことは非常に重大な法令違反だと私は思いますから、これは、国民の大切な税金を勝手にむだ遣いが官ができるという仕組みをみずから自分たちで白状しているようなものですか。これは大変重要な問題だと思えます。このことは、引き続き同僚議員も含めて追及をさせていただきます。

もう一つ、これに関連して重大な疑念が竹中さんに浮上してまいりました。それは、二月にP H Pから出された郵政民営化の竹中さんの御著書でございます。この御著書について、これは、当然忙しい方ですから、口述筆記をされてつくられているんですね。それで、この口述筆記代を、これはいわば編集料ですね、どこから出すかということとで政府内部でもおぼろげにしている様子があるかとわれま。

九ページ資料をもらいたいと思つた。これは、政府広報室の方、下の方はお気の毒ですからわざとお名前を隠してありますけれども、本物でございます。井上秘書官と打ち合わせした結果、竹中大臣に次のように秘書官から伝えらうことになりました。

大臣は、本の緊急出版をするべく、懸念の編集者に口述筆記させるようなことを、二十二日のレクで口走っており、その「編集料」を、広報予算で面倒をみてもらいたい、とのことであつた。が、これについては、会計課とも相談したが、「全く」無理。結局、「買い上げ」しかありえない。よつて、出版社からその編集者に、結果として私つてもらうしかありえない。

なお、この場合、税金を投入するのだから、大臣のポケットに原稿料はいるのは、避けるべきことも伝え、あわせて大臣に伝えてもらふこととなつた。

極めてこれは正常な感覚でお話をされているんですね。

自分で書く暇がないから口述筆記にしたので、本来ならば自分の印税から口述筆記代を出せばいいところを、実質的に広報室に面倒を見てくれ、こういうふうな竹中さんの方が要求し、それを、その方法について、直接広報予算で出すのは、これは大臣の本業に別途お金を出すようなものだからできない、だから、やるとすれば買い上げしかないんだということ、だけれども買い上げの方が目立つとか後でやりとりがあるんですが、こういうことを言っているんですね。

私は、本来、いわゆる政府の民営化政策の広報は大任の本業ですから、これで原稿料やあるいは印税を取ること自体が何か割れ切れないなと思うんですが、口述筆記代まで税金で持たせようなんというのとは、全然違う話だと思つていますが、これはこういう事実はあります。竹中さん。

○竹中副大臣 それは、今、政府の内部で、内務の方かとなたか知りませんが、どういふやりとりをしたかというの私は存じ上げません。ただ、もうこれは当然おわかりのように、私が今回はP H Pで出版をおたしました。私がP H Pで出版をするに当たつて、その編集料を政府がお金を出すんというところは、これはあり得ない話でありますし、そんなことはしてありません。また、私がP H Pから出した本を政府が買い取るなどということも、もちろん全くしてありません。

私は、これは説明責任の一環として、本屋に一冊も、一冊もというか、最近の郵政の本がない、したがつて、私が正月休みを返上して、それで、これはP H Pの編集者にも手伝つていただいて本を仕上げた、あくまでも私がこれは民間出版を行つたものでございますから、これは、一切、政府の方から、広報予算等々から政府が買い取つた編集料を払つたりしたという事実は全くございません。

○五十嵐委員 そうなんです。広報室から抵抗を受けたものだから、広報室は、結局編集料は出せない、それから買い上げも難しい、そういうお返事だつたのであります。そこで何度かやりとりが

ありますが、実質的に面側を見てもらいたいという言葉を大臣サイドから出されて、実質的にというのはいやですけれどもねと言っているんですね、政府広報室の方は。そういう話がある。

この文章がうそだと云うんだったら、続けて書いてある九ページの、「テレビキャラバン関係で、電通をいれての井上秘書官との調整結果」としてのこの日程はうそですか。日程調整はうそですか。見て下さい。お答えできる人がいたらどうなっても、秘書官でもあれでも結構ですよ。この井上秘書官との調整結果の大臣日程はほかの人にわかるはずがありませんから、大臣日程は私どもが勝手につくるわけにいきませんから。この日程は事実ですか、事実と違いますが。

○竹中副大臣 ちよっと、すぐにこれはわかりませんが、山梨に行つたというのはいやです。実でございすが、ここに書いてある何か「箱根路」とかというのは、私は箱根に泊まつた覚えは、このときは泊まつていないと思ふんですが、これは今はちよっとわかりません。確認はできません。

○五十嵐委員 それでは確認してください。調整結果ですから、これは、実際の、実質的に日記ではありませんが、こういう予定になりますということなので、予定が変更になることもあるでしょうけれども、実質的にこんな細かい時間まで私どもが創作してつくり上げることはできませんから。この調査結果は、数字の、時間等のは確認しようと思ふはできると思ふ。井上さんはそこにおられますから、確認をしていただきたいと思ふますが、いかがですか。確認をしていただいで、理事会へ御報告いただけますか。お語りください。

○二階委員 理事会において後刻協議をいたします。

質問を続行してください。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 結局、どういふ方法で実質的に面倒を見たのかははっきりいたしません、結果的に。しかし、そこで疑わしいのは、ですから、先

ほど出てきた知識人対策というのは何ででしょうかということにまたなつてくるんですが、実は、事前に少し調査を私の方でもしているんですが、これは、知識人対策というのは、本当か否かわからないんですよ、政府側では、予算が余つたときにすぐに使へるように、シンボリズムといいますが、そういう知識人の会議をやるための費用として神をとつていっているんだけれども、今年度というか、この年度は使えませんでしたというふうな言つていっている話があるんです。これは本当ですかね。それとも、知識人対策というのがあつて、例えば、これは電通の文書に関連して出てきますから、電通に最初から知識人対策費として渡して、その中で、向こうで、電通の方で、広告会社の方で適当にその対策をやつてくれ、こういうことなんですか。その辺の事実関係を御調べをいただきたい、こう思つています。

○林政府参考人 知識人対策という言葉をございませけれども、いわゆる有識者の方に御理解をいただくという、政府広報の中でいわゆるターゲット別のことはございませから、それは概念としてございませけれども、私どもの今の記憶では、今、五十嵐委員おっしゃいましたように、使つてはおりませぬ。それから、今、電通の神としてあるのではないかみたいなお話であつて、それはございませぬ。

それから、済みませぬ、お時間いただいて、先ほどのお話でございませぬ。一月十二日に、日にちまでおっしゃつていただいたわけで、今至急調べたんですが、御指摘の点につきまして確認しましたんですが、記録は、申しわけございませぬが残つておりませぬ。それで、このような連絡があつたかどうかということ、ですから、確たる配置はございませぬ。

○五十嵐委員 それは直接ないという意味ですか、それとも、例えば、広報はほかのグループがおりますよ、内閣広報もおりますし、あるいは準備室とも連絡はありますから、その理由でも全くございませぬ。

く何の連絡も入つていませぬか。そんなことはないはずですね。記録が残つていませぬ。それは電通から直接にはないのかもしれないけれども、どこかを經由してこの内容が入つていっていることはあると思ふんですが、全く入つていないという事はあり得ないんですが、どうですか。それから、先ほど、時間の関係で二点続けて申し上げて申しわけないんですが、要するに、知識人対策というのは見たことも聞いたこともないような答弁が最初だったんですが、今、知識人対策はありますという答弁に変わつていられるんですね、これも、有識者に御理解をいただくためにターゲット別にそれはあるんですが、私が言つたように使つてはいませぬ、それから電通の神といふものはありませぬというお話だったんですが、それは、知識人対策なんというのはいやな話でもないという答弁とも食い違つていられるんじゃないですか。知識人対策五千万という数字は、どこから出てきたんですか。これは私がつくつた数字じゃなくて、私自身なことは何も知らないんですから、これは政府内部の数字なんです。政府内部で流れている数字なんです。これはどういふ数字なんです、それは。

○林政府参考人 申しわけございませぬ。知識人対策といふような熟語があるような感じで私が言つたとしたら、それは申しわけございませぬが、私がさつき申し上げましたのは、私どもは、一般国民という場合もございませぬけれども、ターゲットとして主婦層とか、そういう考え方としてはやはり有識者の方、知識人対策という言葉は先ほど言いましたように、ちよっと私が知つていたというようなことを言えばそれは本当に申しわけございませぬし、有識者という方々に、やはりそういうターゲットは、広報はそれなりにまた考える必要があるという一般的なターゲット別といふことの中にはございませぬ。

ですから、そういうことかと思ひますが、ただ、五千万円とつてあつたとか、そういうことは全くございませぬ。

○五十嵐委員 よくわからないんですが、有識者にターゲットを合わせて広報をそれなりに考へているという御答弁でした。それはお金を使わないおやりになるんですか、それともお金を使つておやりになるんですか。

○林政府参考人 あくまで、国民の皆、老若男女いろいろな職業の方がおられるという意味では、一律ということもあり得ますけれども、やはりターゲットを考へてという意味での、当然お金がかかる場合がございます。

ただ、先生お尋ねのは、そういうのが、神があつて五千万円というふうなことではないのかというお尋ねで、それはございませぬという意味でございませぬ。

○五十嵐委員 ちよっとよくわからなくなつてきたんですが、有識者といふのは個別の方じゃないんですか。有識者と言ふときは、普通は、大学の先生だとかテレビに出てくる評論家だとかコメントターだとか、そういう方をターゲットと言ふならわかるんです。そういう方をターゲットに、政府の考え方を理解してもらうために懇談会を開いたり、あるいは政府広報誌に書いていただいで贈礼を払うとか、そういう方法もあるかもしれないし、そういうことが思われるわけですから、有識者に御理解をいただくといふのは、そういう意味での有識者じゃないとおっしゃるんですか。

○林政府参考人 お答えします。

先ほど私が申し上げていましては、要するに、ターゲット別の広報ということはおそらく私どもから考へておること、その中で、学者の先生とか、一般的に有識者と言われる方々、こちらの方に伝わる広報というの考へることは一般論としてあるということですが、先ほどから申し上げていましては、それが、今回について何か神があつて、それが電通でとか、そういうことは全くないという、ターゲット別という意味での一つであれば、それは日ごろからターゲットを考へているという意味で申し上げているわけではござい

ます。

○五十嵐委員 いや、だから、そのターゲットを考えてターゲットに実際にどうやって伝えるんですか。ターゲットを、ターゲットということでは、ですからね、撃つわけですね。どうやってねらうんですか、何をねらうんですか。

○林政府参考人 さつきから申し上げているターゲット別というのは、やはり、私も広報をやっている上でも恐らく基本になると思っております。ですから、若い人に訴えるべきときには、やはりその若い人が接触率の高い媒体を使うとか、そういうような意味で、若い人という一つのターゲットがあつてそれがターゲットになる、そういう一般論はあるということをお願いしているわけでございます。

○五十嵐委員 どうもわけのわからぬ答弁で。それから、なぜその日にちに随意契約をしたのかも、随意契約の日にちをなぜこんなにしたかのばつたのかも全然わかりません、解明ができません。不思議なことだからでございますので、引き続きやらせていただきたいと思つてます。

最後に、一点だけ具体的にちよつとお伺いをしたいんですけども、一つは、簡易郵便局というのが全国で四千四百ばかりあつて、そのうち個人が三千三百ぐらいあるんですが、これは民間なんですね。それで、民間の方々は、十三万ぐらいのお金で、金銭的には全く事なれていないんですけども、地域のために一生懸命、半分ボランティアでお仕事をされている。この人たちは、民間企業のお金をうけのためには、もうそんなことをやるんだつたら、町へ出ていって別の職業をした方がいいやという方が多いと思つてます。

ですから、この民間の簡易郵便局を民間会社に買った郵便局会社が引きとめることはできない。国民を、これを無理やり法律でつなぎとめてそのネットワークを維持するということではできないはずなんです。ですからこれは、いわゆるネットワークの水準を維持することを旨とするといつても、全然その法律の枠の中に入らない話、やめ

たいと言えやめていかざるを得ないのではないかな、こう思つてます。

現実には、これは民間では、民間といつても個人ではないんですが、私の地元でも一カ所所協さんを受けていましたから、金融は農協のあれですけれどももともと金融はやっていませんでしたけれども、農協が撤退したら簡易郵便局がなくなっちゃったんです。本場に地域の人は不便になっていきます。こういうことが大勢起るんじゃないんですか。要するに、ボランティアのようにやっている簡易局は、それは生協や農協が、いや、漁協が受けようと個人が受けようと、これらを維持することはできなくて、なくなる時はなくなるんじゃないですか。

ですから、これを、全体のネットワークとして維持することを旨とするといつても、実際には維持できない。ここにも一つのお得意の詐術があるんじゃないか。一言だけそのことについて御答弁をいただいで、私の質問を終わります。

○竹中副大臣 簡易局は、特に地域で大変重要な役割を果たしております。そのとおりで、大変、委員の御指摘のとおり重要な役割を果たしていると思つてます。

簡易局も、これは郵便局でございますから、いわゆる設置基準が適用されます。この設置基準で、今、現状維持を旨とするということをお知らせするつもりでございますので、万が一にも地元の農協が困るということであるならば、それは代替的な別の工夫をするなり、そういう形で設置基準がしっかりと守られていくように、総務大臣の一般監督権限のもとでこれはしっかりと対応していくということであると思つております。

○五十嵐委員 いやいや、縛るといつても、民間、民間の話だから、やめたいと言つたら、もうそれをとめる手だてはないでしょうということをお願いいたします。

○中塚委員 民主党的の中塚一宏です。

まずは官房長官に、会期延長をして初めての委員会なものですからお伺いしたいんですが、国会が会期延長をどうしている趣旨について、政府としてどういうふうにお考えになつておられるのかをまずお述べいただきたいと思つてます。

○細田国務大臣 お答えいたします。

国会は、言うまでもないことですが、唯一の立法機関であり、国権の最高機関であります。国会が会期延長をどうしている趣旨については、国会の権能に属するものと考えておりますので、政府としてお答えする立場にございませんので、御理解を賜りたいと思つてます。

○中塚委員 お答えは御容赦をいただきましたが、どうですか、皆さんは与党の一員なわけですか。

私は、まず最初に申し上げなさいかぬと思つているのは、今の広報の随意契約の問題もわかりです、こうやって与党の中でもいろいろ意見が出ているわけですね。あらかじめ百五十日というところで会期が設定をされたままのならば、ちゃんと審議が十分にできるように、もっと早目に提出をされればいいはずなんです。それが、四月二十七日まで提出自体がおくられてしまつて、そしてこういう形で、審議の時間がなくなつて、多数を頼んで会期延長をすること、これは、それは私は本来の会期制というのとは違ふと思つてますね。(発言する者あり)

今、山崎議員から、何で審議拒否をしたんだというふうにおっしゃつておられるからちよつとお話をしたいんですが、会期が決まつているから、それは早く野党は長く延ばそうとする、そして与党は早くしようとするのは、それは当たり前のお話ですね。でも、早くしようというふうには皆さんお考えになつたつて、やはり世論が、関心はあつたつて成立は望んでいないというふうなことがあつたから、皆さんだつて現実問題として審議を急いでいるわけじゃないということになるわけなんです。

だから、本日は、百五十日たつても審議がいま

だに尽くせないということになつたら、一審国会を開けて、みんな一度おのおの選挙区に帰つて、国民の声、有権者の声をちゃんと聞きましよう、それが本来の国会の持つべき会期制の趣旨ということなんじゃないでしょうか。官房長官、いかがですか。(発言する者あり)

○細田国務大臣 この重要な郵政民営化関連法案につきまして、大塚提出時期がおくれましたことについてはまことに申しわけないと思つております。議院内閣制という制度上の問題もあり、与党との意見調整等時間を要しました。したがつて、おくれで提出したことについてはまことに申しわけないと思つてますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中塚委員 会期が終わつて国会を開けて国民の意見を聞くという最大のものは、実は解散・総選挙なわけでありまして、今、解散のことを言つているんじゃないだろうという不規則発言もございましたけれども、私はそれを否定するものじゃない、排除するものじゃないということ、をまずは申し上げておきたいと思つてます。

次に、法案の中身についてお伺いをいたします。竹中大臣、今回、私はまず貯金会社、貯金バンクのことをお伺いしたいんですけども、要は、ユニバーサルサービス義務というのはもう今開放をされるわけですね。郵便貯金法というのを廃止されるということだから、郵便が、例えば郵便貯金法第一条、「この法律は、郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、云々と書いてあるわけですが、これを廃止するんですから、もうユニバーサルサービスは行わないということではよろしいんですよ。

○竹中副大臣 いわゆるユニバーサル、全国一律の義務づけにつきましては、これは委員御承知のように、郵便事業についてはこれを引き継ぎ義務づけるわけでございます。しかしながら、銀行、保険という金融につきましては、これは何といつても信用が一番大事だ、そういう意味から、